

平成30年度 千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託

企画提案実施要領

1 目的及び趣旨

(1) 目的

千葉市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進や、疾病の早期発見・早期治療による中長期的な観点からの医療費の抑制を図り、特定健康診査・特定保健指導を実施しており、受診率・利用率の向上に努めている。

その中で、特定保健指導のうち積極的支援（以下、積極的支援という。）について、利用方法の拡大・利便性の向上を図り、千葉市医師会への委託による協力医療機関での実施とあわせて、事業者への委託を行う。

については、高水準の支援内容を確保するため、企画提案方式により委託者の選考を行うこととする。

2 委託業務

(1) 件名

平成30年度千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託

(2) 内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の翌日から平成31年3月31日まで

(4) 委託料

金 5,072千円（消費税込）を上限とする。

※委託内容のうち、数量をあらかじめ確定できない部分は単価契約とする。

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省第157号）に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの」（厚生労働省告示第11号第2）「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成25年4月厚生労働省健康局）に沿って特定保健指導を実施できること。（平成30年に予定されている同プログラムの改訂内容を含め実施できること。）

(3) 保健指導に関する記録を電磁的方法として提供できること（厚生労働省が指定するXML標準形式。）。

(4) 平成28年度における市町村国民健康保険での積極的支援の受託実績があること。

(5) 平成28・29年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。かつ平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿への登録申請をしている者であること。

- (6) 個人情報の取り扱いに関して、一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得していること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しないものであること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
 - イ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの
 - オ 参加資格確認申請期限の日から事業者決定日までの間に、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者
 - カ 千葉県内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉県内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (9) その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。
- (10) 千葉県との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を有していること。
- (11) 平成30年度特定健康診査の結果、積極的支援の対象とされた者で、委託期間終了時点で保健指導が完了していない者について、平成31年度も千葉県と委託契約を締結し、積極的支援を継続できること。

5 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

	内 容	日 程
①	企画提案実施要領公表	平成30年2月6日（火）
②	参加申込書受付	平成30年2月7日（水）～平成30年2月19日（月）
③	質問受付	平成30年2月7日（水）～平成30年2月19日（月）
④	質問回答ホームページ掲載	平成30年2月26日（月）
⑤	参加資格確認結果通知書送付	平成30年3月5日（月）
⑥	企画提案書受付	平成30年3月5日（月）～平成30年3月12日（月）
⑦	プレゼンテーション開催	平成30年3月23日（金）
⑧	選考結果の通知	プレゼンテーション開催後～平成30年3月30日（金）

※⑧については、正式に決定次第、プレゼンテーション参加者宛て連絡する。

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

平成30年2月19日（月）午後5時必着
※郵送の場合も、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「平成30年度千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託 企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。
なお、事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所保健福祉局健康部健康保険課（千葉市役所本庁舎1階）

エ 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（様式1）
- (イ) 誓約書（様式2）
- (ウ) 企業概要（様式3）
- (エ) 委託業務の実施体制（様式4）
- (オ) 事業実績（様式5）
- (カ) 平成28年度における市町村国民健康保険の積極的支援受託実績が確認できる書類（契約書の写しなど）※複数ある場合は主なもの1つ
- (キ) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク登録証の写し

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、平成30年3月5日（月）までに、参加決定の可否について電子メール及び書面により通知する。
なお、参加申込者が6者以上の場合は、事業実績により1次審査を実施し5者を選定する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

平成30年2月7日（水）午前9時から平成30年2月19日（月）午後3時まで

イ 提出方法

電子メール及びFAXによる。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メール及びFAXの件名は、「平成30年度千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託 企画提案質問書 ○○会社（会社名）」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先電子メールアドレス：hoken.HWH@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書（様式6）

エ 質問に対する回答

平成30年2月26日（月）までに、千葉市保健福祉局健康部健康保険課ホームページにて公開する。

ホームページアドレス

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/hoken/index.html>

なお、質問の回答内容については、本募集要領の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

平成30年3月12日（月）午後5時必着

※郵送の場合も、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「平成30年度 千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所保健福祉局健康部健康保険課（千葉市役所本庁舎1階）

エ 提出書類

（ア）企画提案提出資料（様式7）

（イ）企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、才及び力を参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記（ア）～（ケ）に記載する全ての項目を盛り込むこと。

（ア）提案趣旨

（イ）事業実施方針、実施計画

（ウ）実施体制

- ・職員配置（人数、職種等）
- ・危機管理・個人情報保護対策
- ・職員のスキル向上策

（エ）利用促進の工夫

- ・対象者に送付する案内パンフレットの例
- ・利用開始につなげる勧奨内容
- ・初回面接の会場及び事業者による会場確保可否
- ・対象者情報を受け取ってから初回面接実施までの標準日数
- ・脱落防止の工夫

（オ）支援方法（指導の質・効果）

- ・使用教材、ツール等の例
- ・対象者の生活習慣を変化させる工夫
- ・対象者の特性に合わせた指導
- ・支援終了後の行動継続につなげる工夫

（カ）月次及び事業終了後の報告書の例

（キ）事業の効果検証及び課題明確化の手法

- (ク) 委託料見積 } ※数量及び項目例は別紙1のとおり
(ケ) 見積額内訳 }

カ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 提出は1参加者につき1提案とする。
- (イ) 企画提案書の提出部数は、11部（正本1部、副本10部）とする。
- (ウ) 仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。
- (エ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
- (オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。
- (カ) 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局健康部健康保険課」、②タイトル「平成30年度千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託 企画提案書」、③提出年月日、④会社名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。
- キ 提案内容（本文）は、40ページ（表紙、目次、あい紙等を除く。）までとし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ク 提案内容（本文）のうち、委託料見積の項目については、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。
- ケ 正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（10部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。
- コ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- サ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選考

(1) プレゼンテーションの開催

下記の要領で、企画提案書提出者によるプレゼンテーション（選考会）を行う。なお、プレゼンテーションにおいては、別途要綱に基づき設置している千葉市特定保健指導業務委託契約検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

- ア 日 時 平成30年3月23日（金） 午後1時30分より順次
- イ 会 場 千葉中央コミュニティセンター2階 26会議室
- ウ 控 室 千葉中央コミュニティセンター2階 28会議室
- エ 出席人数 各社2人までとする。
- オ 時 間（1社あたり）

30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

カ 留意事項

- (ア) プロジェクタ及びスクリーンは市が会場に設置するが、パソコンの貸出は行わないので留意すること。なお、接続等のトラブルがあった場合は千葉市では責任を負わない。
- (イ) 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。
- (ウ) プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、

非公開で行う。

(2) 選考方法及び選考基準

① 選考方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、検討委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考する。なお、最高合計点数を獲得した提案者(以下「最優秀提案者」という。)が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、検討委員会の委員長による採点が高い提案者を第1位として決定する。

なお、各委員の採点を平均したものが60点未満であった場合は、最優秀提案者であっても委託業者として選考しない場合もあるので留意すること。

② 選考基準

選考にかかる審査項目、評価の視点、配点(100点満点)は次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
実施体制		質の高い特定保健指導を実施するための職員配置、人材育成及び危機管理等の体制が整っているか。	15点
事業実績		平成28年度に受託した市町村国保の積極的支援において、以下の項目について高い実績があるか。 ・案内、勧奨等を行った対象者のうち、初回面接を実施した者の割合 ・初回面接を実施した者のうち、評価まで終了した者の割合 ・評価時に、初回面接時から体重が5%以上減少した者の割合	15点
利用促進 の工夫	効果的な 利用者の 募集	対象者を利用につなげる工夫がなされているか。	30点
	途中脱落 防止の工 夫	利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫がされているか。	
支援方法		特定保健指導の効果を高めるため、対象者の特性に応じた効果的な支援を行い、対象者の行動変容及び行動継続につなげることができるか。	25点
事業評価、提案の 具体性・実現可能性等		事業の効果検証を行い、課題を明確にできるか。提案内容は具体的で実現可能なものか。また、積算の内訳・金額は妥当か。	15点
合 計			100点

(3) 提案の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要領2-(4)に記載する委託料を超過した場合。

- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかわらずプレゼンテーション参加者提案者全員に電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、平成30年3月中を目途に千葉市ホームページに掲載するものとする。なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 当該委託にかかる平成30年度当初予算の議案議決が得られない場合は、契約手続を中止する。なお、これに伴う責めを千葉市は一切負わない。

9 問合せ先

千葉市保健福祉局健康部健康保険課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎1階）
電話 043(245)5146 FAX 043(245)5544
Eメール hoken.HWH@city.chiba.lg.jp
担当：保健班 泉